

大口町告示第42号

大口町担い手育成総合支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町担い手育成総合支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱

大口町担い手育成総合支援協議会設置要綱（平成17年大口町告示第95号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「建設部長」を「産業建設部長」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

第7条中「建設部建設農政課」を「産業建設部環境経済課」に改める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。